

第4章 関係地域

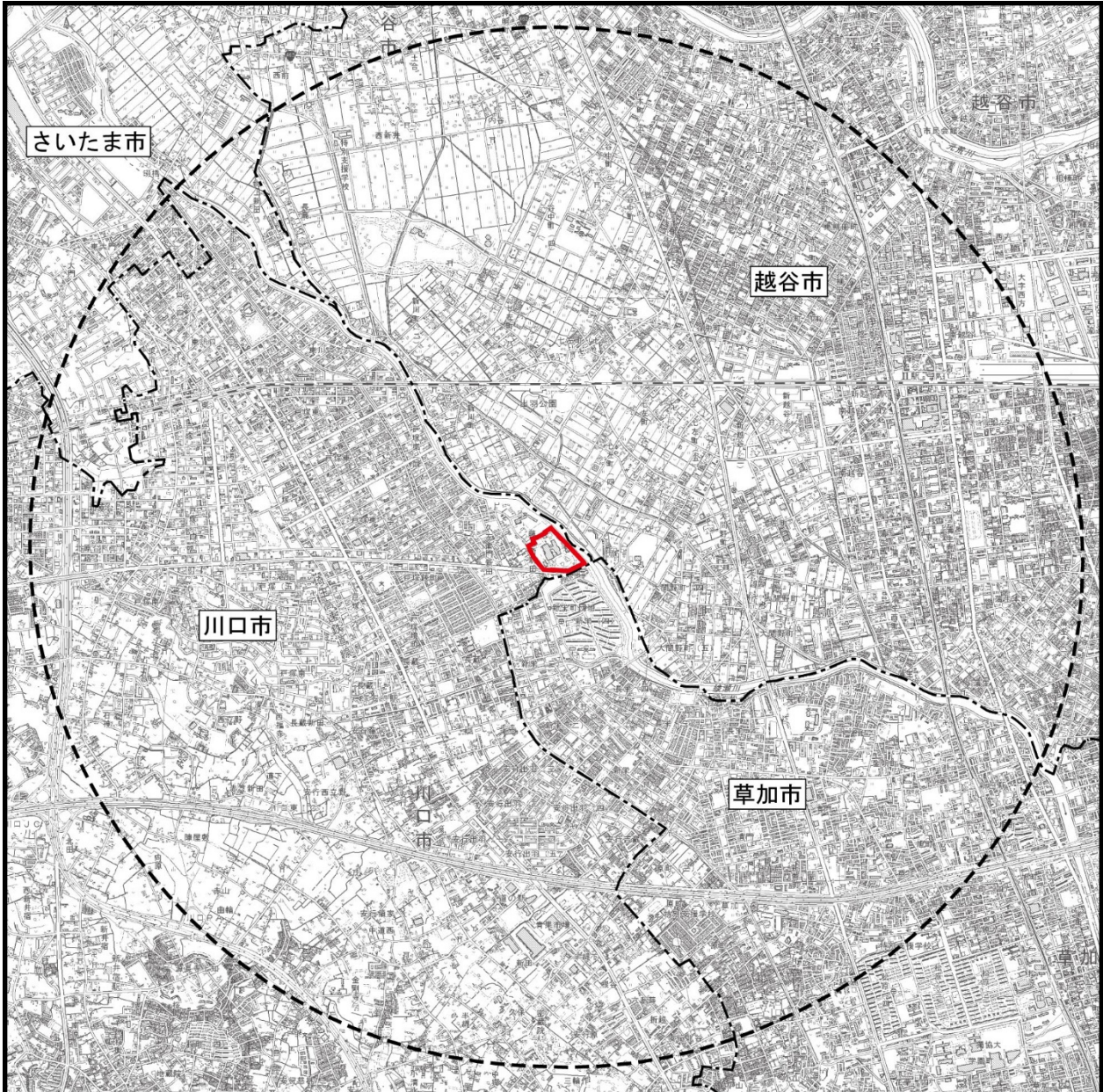
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、“対象事業が実施される区域の周囲3 km以内の地域”を基準として設定するものとする。

4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図4-1に示すとおり、以下の4市の一部が含まれる。

- ・埼玉県 川口市
- ・埼玉県 さいたま市
- ・埼玉県 草加市
- ・埼玉県 越谷市



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- ⊙ : 対象事業実施区域から 3 km

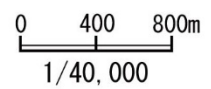


図 4-1 環境に影響を及ぼす地域